

国際漁業再編対策実施要領

	2 水漁第 740 号
	平成 2 年 3 月 26 日
	水産庁長官通知
改正	20 水漁第 1636 号
	平成 20 年 10 月 1 日
	20 水漁第 1941 号
	平成 20 年 12 月 1 日
	20 水漁第 2126 号
	平成 21 年 1 月 27 日
	22 水漁第 2197 号
	平成 23 年 3 月 22 日
	25 水漁第 46 号
	平成 25 年 4 月 16 日
	27 水漁第 1958 号
	平成 28 年 4 月 1 日
	30 水漁第 1297 号
	平成 31 年 2 月 7 日
	元水漁第 1457 号
	令和 2 年 3 月 31 日
	2 水漁第 1272 号
	令和 3 年 3 月 26 日

国際漁業等再編対策実施要綱（平成 2 年 3 月 26 日付け 2 水漁第 739 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づく国際漁業再編対策事業の実施については、実施要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 1 代替漁船の許容範囲

実施要綱第 2 の 4 の代替漁船について、減船対象漁船より船齢が古くない場合にあっても、当該減船対象漁船との船齢差が 3 年以内であって、性能等が当該減船対象漁船より劣る場合には、水産庁長官の承認を得て代替漁船とすることができるものとする。

第2 第一種特定漁業の再編整備に関する実施計画の作成

- 1 実施要綱第5の1の認定の申請は、別記様式第1号により行うものとする。
- 2 実施要綱第5の1の第一種特定漁業の再編整備に関する実施計画（以下「第一種実施計画」という。）は、別記様式第2号により作成することとする。
- 3 実施要綱第5の3により都道府県知事が添付する書類は、漁期の出漁準備及び操業の実態に関するものとする。

第3 減船漁業者救済費交付金

1 申請

(1) 交付対象者

実施要綱第8の2の(1)のアの救済費交付金の交付を受けることのできる漁業者（以下「救済費交付金対象者」という。）は、第一種基本方針により定められた要件に該当する者であって、第一種実施計画に従って減船を行った者とする。

(2) 申請書及び添付書類

減船漁業者救済費交付金交付申請書は、別記様式第3号により作成するものとし、当該申請書の添付書類は、次に掲げる書類の全部又は一部とする。

ア 水産庁長官が別に定める算定表

イ 申請者の本人確認書類

ウ 交付対象者が法人である場合には、法人登記簿の謄本

エ 廃業届（実施要綱第3の3の知事許可漁業等にあつては、当該都道府県知事の廃業を証明する書類）

オ 漁船原簿謄本

カ 救済費交付金を受領する場所を記した書類

キ 救済費交付金の受領に関する書類を委任した場合には、当該委任に係る委任状

ク 救済費交付金の対象となる漁具を購入している場合には、これを証明する書類

ケ 救済費交付金の対象となる給与等を乗組員に支払っている場合には、これを証明する書類

コ 救済費交付金の対象となる退職金を離職した乗組員に支払っている場合には、これを証明する書類

サ 水産庁長官が別に定める時期における操業状況等を明らかにする

書類

シ 過去において当該漁業に係るとも補償のために株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）からの借入れを行っている場合には、水産庁長官が別に定める日における残高（延滞金を除く。）の額を証明する書類

ス その他水産庁長官が必要と認める書類

(3) 留意事項

申請に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 申請者は、交付金の交付対象者とする。ただし、共同経営のため交付対象者が複数である場合には、申請者は当該共同経営者とする。

なお、代表者による申請の場合には、代表者たることを証明する書類を添付するものとする。

イ 委任状

(ア) 申請者が交付金の受領に関する事務を委任することができるものは、都道府県、公庫、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行及び信用金庫に限るものとする。

(イ) 受任者が復代理人を選任したときは本人の許諾書を添付するものとする。

ウ 乗組員に給与等を支払ったことを証明する書類は、次のとおりとする。

(ア) 固定給については、当該乗組員ごとの賃金台帳及び源泉徴収票の写し

(イ) 船員保険料については、所轄社会保険事務所に支払ったことを証明する書類の写し

エ 離職した乗組員に退職金を支払ったことを証明する書類は、次のいずれかの書類とし、源泉徴収票の写し及び当該乗組員が水産庁長官が別に定める時期において雇用されていたことを証明する書類を添付するものとする。

(ア) 離職した乗組員が発行した退職金受領証の写し

(イ) 離職した乗組員に対する退職金の郵便振込金受領証の写し

(ウ) 離職した乗組員に対する退職金の銀行振込金受領証の写し

(エ) 独立行政法人勤労者退職金共済機構の退職金支給通知書の写し

(4) その他

その他救済費交付金の交付手続の細目は、一般社団法人大日本水産会（明治42年5月19日に社団法人大日本水産会という名称で設立され

た法人をいう。以下同じ。)の会長(以下「会長」という。)が定めるものとする。

2 交付

(1) 救済費交付金の交付

ア 救済費交付金対象者は、救済費交付金の交付を受けようとするときは、減船漁業者救済費交付金交付申請書及び当該申請書の添付書類を一般社団法人大日本水産会に提出しなければならない。

イ 一般社団法人大日本水産会は、アの申請があった場合には、当該申請につき救済費交付金を交付することが適当であることを審査した上で、当該申請者に対し、救済費交付金の交付を行うものとする。

ウ 救済費交付金の申請期限は、会長が別に定める。

(2) 救済費交付金の返還

会長は、救済費交付金対象者が偽りその他不正の手段により救済費交付金の交付を受けたとき、又は第一種基本方針若しくは第一種実施計画に定められた事項に違反したときは、救済費交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合、救済費交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該納付金の額につき会長が別に定める割合で計算した額を加算することができるものとする。

第4 処理費交付金

1 申請

(1) 交付対象者

実施要綱第8の2の(1)のイの処理費交付金の交付を受けることのできる漁業者(以下「処理費交付金対象者」という。)は、第一種基本方針により定められた要件に該当する者であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 救済費交付金対象者であって、自己の所有する減船対象漁船を第一種実施計画に従ってスクラップ処分等にしたもの

イ 第一種特定漁業に使用することを廃止した時点において減船対象漁船を所有していた者であって、当該漁船を第一種実施計画に従ってスクラップ処分等にしたもの(アに該当する者を除く。)

ウ 第一種特定漁業に使用することを廃止した時点において減船対象漁船を所有していた者であって、自己の所有する漁船を第一種実施計画に従って当該漁船の代替漁船としてスクラップ処分等にしたもの(当該漁船を譲渡した者を除く。)

エ 第一種特定漁業に使用することを廃止した時点において減船対象

漁船を所有していた者から当該漁船を直接取得した者であって、自己の所有する漁船を第一種実施計画に従って当該漁船の代替漁船としてスクラップ処分等にしたもの

(2) 申請書及び添付書類

不要漁船処理費交付金交付申請書は、別記様式第4号の1又は2により作成するものとし、当該申請書の添付書類は、別表の左欄に掲げる交付対象者ごとに同表の右欄に掲げる書類の全部又は一部とする。

(3) 留意事項

申請に当たっては、第3の1の(3)に準ずるものとする。

(4) その他

その他不要漁船処理費交付金（以下「処理費交付金」という。）の交付手続の細目は、会長が定めるものとする。

2 交付

(1) 処理費交付金対象者は、処理費交付金の交付を受けようとするときは、不要漁船処理費交付金交付申請書及び当該申請書の添付書類を一般社団法人大日本水産会に提出しなければならない。

(2) 一般社団法人大日本水産会は、(1)の申請があった場合には、当該申請につき処理費交付金を交付することが適当であることを確認した上で、当該申請者に対し、処理費交付金の交付を行うものとする。

(3) 処理費交付金の申請期限は、会長が別に定める。

第5 公庫からの借入れに対する返済

過去において第一種特定漁業に係るとも補償のための公庫から借入れを行っている交付対象者は、交付金を受領した後、遅滞なく、交付金のうち水産庁長官が別に通知する額を公庫に返済しなければならないものとする。

附 則（平成28年4月1日27水漁第1958号）

この通知は、平成28年4月1日から施行する。ただし、この通知による改正前の規定において行うこととされている報告等については、なお、従前の例による。

附 則（平成31年2月7日30水漁第1297号）

この通知は、平成31年2月7日から施行する。

附 則（令和2年3月31日元水漁第1457号）

この通知は、令和2年3月31日から施行する。ただし、施行前に実施された事業に係る報告書等については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月26日2水漁第1272号）

- 1 この通知は、令和3年3月26日から施行する。
- 2 ただし、施行前に実施された事業に係る報告書等については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別 表

交付対象者	添付書類
<p>第 4 の 1 の (1) のアに該 当するもの</p>	<p>1 スクラップ処分した漁船について (1) 救済費交付金の交付決定通知書の写し (2) 船舶原簿の登録を抹消したことを証する書面 (抹消船舶原簿謄本) (3) 漁船スクラップ処分証明書 (別記様式第 5 号) (4) 漁船登録を抹消したことを証する書面 (抹消漁船の 進水時以降現在までの漁船原簿謄本) 2 申請者の本人確認書類 3 法人登記簿謄本 4 処理費交付金を受領する場所を記した書類 5 処理費交付金の受領に関する事務を委任している場合 には、当該委任に係る委任状</p>
<p>第 4 の 1 の (1) のイに該 当するもの</p>	<p>1 スクラップ処分した漁船について (1) 救済費交付金の交付決定通知書の写し (2) 船舶原簿の登録を抹消したことを証する書面 (抹消船舶原簿謄本) (3) 漁船スクラップ処分証明書 (別記様式第 5 号) (4) 漁船登録を抹消したことを証する書面 (抹消漁船の 進水時以降現在までの漁船原簿謄本) (5) 救済費交付金の交付を受けた者との間の賃借関係の 存在を証する書面 (船舶使用承諾書の写し等) 2 申請者の本人確認書類 3 法人登記簿謄本 4 処理費交付金を受領する場所を記した書類 5 処理費交付金の受領に関する事務を委任している場合 には、当該委任に係る委任状</p>
<p>第 4 の 1 の (1) のウに該 当するもの</p>	<p>1 減船対象漁船について (1) 救済費交付金の交付決定通知書の写し (2) 漁船原簿謄本 (3) 救済費交付金の交付を受けた者との間の賃借関係の 存在を証する書面 (船舶使用承諾書の写し等) 2 代替漁船について (1) 船舶原簿の登録を抹消したことを証する書面 (抹消船舶原簿謄本)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 漁船スクラップ処分証明書 (3) 漁船登録を抹消したことを証する書面（抹消漁船の進水時以降現在までの漁船原簿謄本） 3 申請者の本人確認書類 4 法人登記簿謄本 5 処理費交付金を受領する場所を記した書類 6 処理費交付金の受領に関する事務を委任している場合には、当該委任に係る委任状
<p>第 4 の 1 の （ 1 ） の エ に 該 当 する も の</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 減船対象漁船について <ul style="list-style-type: none"> (1) 救済費交付金の交付決定通知書の写し (2) 漁船原簿謄本 (3) 救済費交付金の交付を受けた者との間の賃借関係の存在を証する書面（船舶使用承諾書の写し等） (4) 減船対象漁業に使用することを廃止した時点において所有していた者から直接取得したことを証する書面（売買契約書の写し等） 2 代替漁船について <ul style="list-style-type: none"> (1) 船舶原簿の登録を抹消したことを証する書面（抹消船舶原簿謄本） (2) 漁船スクラップ処分証明書 (3) 漁船登録を抹消したことを証する書面（抹消漁船の進水時以降現在までの漁船原簿謄本） 3 申請者の本人確認書類 4 法人登記簿謄本 5 処理費交付金を受領する場所を記した書類 6 処理費交付金の受領に関する事務を委任している場合には、当該委任に係る委任状

別記様式第1号（第2の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者住所
名称及び代表者氏名

第一種特定漁業の再編整備に関する実施計画認定申請書

国際漁業等再編対策実施要綱第5の1の規定に基づき、別添の第一種特定漁業の再編整備に関する実施計画について認定を受けたいので申請します。

（別記様式第2号の第一種特定漁業の再編整備に関する実施計画を添付すること。）

記様式第2号（第2の2関係）
（A4版）

整理番号	
漁業の種類	
認定年度	

第一種特定漁業の再編整備に関する
実施計画

（作成日） 年 月 日

（団体名）

（注）整理番号、認定年度は、記入しないこと。

1 計画作成団体の概要

(1) 名称、住所及び代表者の氏名

(2) 役員の氏名及び現職

(3) 事業の主な内容（組合規約、定款等を添付すること。）

2 全体実施計画

(1) 実施計画作成の経緯

(2) 実施予定期間 (年度～ 年度)

(3) 第一種特定漁業の再編整備の目標

	現 状 (年 月現在)	計画完了後 (年 月現在)	備 考
漁業者数			
漁船隻数	隻	隻	
乗組員数	人	人	

3 個別実施計画

(1) 減船実施計画

減船実施予定の漁業者名(法人又は団体にあつては、その名称及び代表者氏名)	住所又は所在地	従業員数	漁船総トン数	減船実施予定の漁船					減船実施予定時期	漁船スクラップの有無	転廃業の有無	転換先	備考
				船名	漁業許可等の番号	漁業根拠地	乗組員数	操業実績					
								(年月 ～ 年月)					
計 人(経営体)		人		隻			人						

- (注) 1 減船実施予定の漁業者の減船実施の同意書を添付すること。
- 2 操業実績の欄には、第一種特定漁業の再編整備に関する基本方針において、交付金の措置対象漁業者の要件として定められた漁期に係る操業実績の期間を記載すること。
- 3 減船実施予定の漁業者の従業員数及び漁船総トン数は、当該漁業者（当該漁業者が実質上経営を支配している者及び当該漁業者の経営を実質上支配している者を含む。）が、常時漁業に使用する従業員数及び使用する漁船の合計総トン数を記載すること。
- 4 転換先の欄には、減船に伴って新たに開始する予定の漁業種類、業種等を記載すること。

(2) 不要漁船処理実施計画

減船実施予定 の漁業者名	減船実施予定の漁船				スクラップ処分等の対象漁船					スクラップ 等の実 施予定 時期	スクラップ 等の実 施予定 時期	スクラップ 処分等 の場所	備 考
	船名	漁船登 録番号	トン 数	進 水 年月日	所有者名 (交付金対象者)	船名	漁船登 録番号	トン 数	進 水 年月日				
計 人(経営体)	隻				人	隻							

- (注) 1 減船実施予定の漁業者とスクラップ処分等の対象漁船の所有者が異なる場合又は代替漁船をスクラップ処分等にする場合には、備考欄に、両者の関係(例; 賃貸、年月有償取得)について記載すること。
- 2 スクラップ処分等の場所については、解体等を行う場所及び企業名を記載すること。

別記様式第3号（第3の1関係）

減船漁業者救済費交付金交付申請書

年 月 日

一般社団法人大日本水産会会長 殿

申請者住所
氏 名
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

国際漁業再編対策実施要領第3の1の(2)及び2の(1)の規定により、下記の書類を添えて、〇〇丸、〇〇丸について標記交付金の交付を申請します。

記

(添付書類) 1
2
3

別記様式第4号の1（第4の1関係）

〔第4の1の(1)のア又はイに掲げる者の申請用〕

不要漁船処理費交付金交付申請書

年 月 日

一般社団法人大日本水産会会長 殿

申請者住所

氏 名

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

年度において下記のとおり不要漁船をスクラップ処分等にしたので、不要漁船処理費交付金 円を交付されたく、国際漁業再編対策実施要領第4の1の(2)の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

(減船対象漁船)

船 名		漁 船 登 録 番 号	
救 済 費 交 付 金 交 付 決 定 通 知 番 号		救 済 費 交 付 金 受 領 者 名	
交付金額	(算定式)		

(添付書類) 1

2

・

別記様式第4号の2（第4の1関係）

〔第4の1の(1)のウ又はエ〕
に掲げる者の申請用

不要漁船処理費交付金交付申請書

年 月 日

一般社団法人大日本水産会会長 殿

申請者住所

氏 名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

年度において下記のとおり不要漁船をスクラップ処分等にしたので、不要漁船処理費交付金 円を交付されたく、国際漁業再編対策実施要領第4の1の(2)の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

減船対象漁船		代替漁船	
船 名		船 名	
漁船登録番号		漁船登録番号	
救済費交付金交付決定通知番号		交付金額	(算定式)
救済費交付金受領者名			円

(添付書類) 1

2

別記様式第5号（第4の1の別表関係）

漁船スクラップ処分証明書

年 月 日

一般社団法人大日本水産会会長 殿

スクラップ解体企業等の住所
氏 名
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

下記の漁船は、不要漁船としてスクラップ処分しました。

スクラップ処分実施期間 年 月 日から 年 月 日まで
スクラップ処分実施場所

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 漁業の種類
- 4 総トン数
- 5 進水年月日
- 6 所有者の氏名又は名称及び住所

(注) 漁船の解体又は焼却の方法によるスクラップ処分を証する写真（処分前、処分中及び処分後）を添付すること。